

社会福祉法人 松 美 会 役 員 報 酬 規 定

社会福祉法人 松美会 の役員等報酬規定を次のように定める。

社会福祉法人松美会の役員等（理事・監事・評議員）に対して勤務実態に即した報酬をその都度、現金で支給する。具体的には、理事においては、理事会への出席。監事においては、法人の財産状況および理事の業務執行状況の監査、理事会・評議員会への出席。評議員においては、評議員会への出席。である。

理 事：理事会出席1回につき

役 員 報 酬	5, 568円 （うち源泉預り分568円）
旅費（交通費）	5, 000円
合 計	10, 000円

評議員：評議員会出席1回につき

役 員 報 酬	5, 568円（うち源泉預り分568円）
旅費（交通費）	5, 000円
合 計	10, 000円

監 事：監事監査1日につき，理事会・評議員会出席1回につき

役 員 報 酬	5, 568円（うち源泉預り分568円）
旅費（交通費）	5, 000円
合 計	10, 000円

この規定は、平成8年2月1日より施行する。

平成29年6月14日変更。

平成30年1月21日変更。